

ウェブサイトの作成・修正業務の委託に関する契約条項

申込者（以下「甲」という。）は株式会社日本経営（以下「乙」という。）が定める下記のウェブサイトの作成・修正の委託内容について承諾する。

（定義）

第1条 本契約書において使用される用語の定義は、以下のとおりとする。

1. 「本件ホームページ」とは、乙が別途指定したパソコンおよびスマートフォン、タブレットで利用できるウェブページをいう。
2. 「本件業務」とは、乙が甲に対して依頼する本件ホームページを制作、修正する請負形態の業務をいう。
3. 「本件作成物等」とは、本件ホームページのうち本件ホームページのために甲によって新たに作成される画像、HTML、プログラム及び編集物（著作権法第12条第1項に定める編集物をいう。）をいう。
4. 「原始資料」とは、本件業務のために乙が甲に対して提供するコンテンツ及び資料をいう。
5. 「本件作業スケジュール」とは、本件業務の遂行に関する時間的なスケジュールをいう。
6. 「委託業務明細書」とは、乙が指定したファックス又は電子メール、メッセージツールなどによる通知の形式による本件業務の内容を記した書類及びデータをいう。

（本件業務の委託）

第2条 乙は、甲に対し、本契約に定める条件に従って本件業務を委託し、甲は、これを受託する。

（委託業務の内容等）

第3条 甲は、本件ホームページの制作、および修正を行い、乙の指定する納入期日及び納入場所に納入することとする。

（業務の実施等）

第4条

1. 甲は、本件作業スケジュールに従い、本件業務を実施する。
2. 甲は、本件業務につき、各業務終了後速やかに完了を乙に報告する。
3. 乙は、前項に基づいて甲から報告を受けた業務完了内容についての確認を行うものとし、異議がない場合には、本件業務担当者の承認をもって、当該業務の検収とする。
4. 甲は、本件業務の実施に対する責任が、各委託業務明細書に従って善良なる管理者の注意をもって当該業務を処理することに限定されることを確認する。
5. 甲が、本件業務の実施に際して善良なる管理者の注意を怠り、これによって乙に損

害が生じた場合には、甲は、乙に対して、本契約第12条に定めに従って賠償責任を負うものとする。

(本件業務の実施等)

第5条

1. 甲及び乙は、本件作業スケジュールに従って、本件業務を実施する。
2. 前項に基づく甲の本件業務着手後において、甲又は乙が本件業務に変更が必要であると判断した場合には、かかる当事者は、その業務担当者を通じて相手方の業務担当者に対してその旨を通知し、甲乙協議の上、変更の可否、当該変更の内容及び当該変更に伴う本件作業スケジュール、業務の対価を含む契約条件の変更について決定する。
3. 甲及び乙は、前項の定めに基づく要件の変更及びこれに伴う契約条件の変更は、本契約第18条に定める手続によってのみその効力を生ずることを確認する。ただし、前項に基づく業務の結果、甲及び乙が、要件の変更が本件作業スケジュール、業務の対価を含むその他のいかに契約条件の変更も伴わないものであることに同意した場合にはこの限りでない。

(原始資料の提供及び取扱い等)

第6条

1. 乙は、本契約締結後又は甲からの要求がある都度、甲に対し、原始資料を提供する。
2. 乙は、原始資料中に第三者との関係で秘密保持義務又は著作権法等に基づく使用制限その他の義務を負うものが含まれている場合には、当該第三者との関係において、当該原始資料の甲への提供及び甲による使用等を適法化ならしめる許諾の取得若しくは契約の締結をしなければならない。
3. 甲は、乙より提供を受けた原始資料及び本条第3項に基づいて作成したそれらの複製又は二次的著作物を善良なる管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用しないものとする。
4. 甲は、乙から提供を受けた原始資料及び前項に基づいて作成したこれらの複製物並びに二次的著作物が本件業務の遂行上不要となった場合には、甲の指示に従って、これらの返還又は破棄その他の処分を遅滞なくしなければならない。

(検収)

第7条

1. 甲は、委託業務明細書に定める納入期日までに同明細書記載の納入場所において、本件ホームページを乙に対して納入する。
2. 乙は、前項に基づく本件ホームページの納入後、受入検査を実施する。
3. 本件ホームページの全部又はその一部が受入検査に不合格となった場合には、乙は甲に対しその理由を付して通知し、甲は、かかる不合格の通知を受けた場合には、速やかにその補正を行うものとする。

(危険負担)

第8条 本件業務に関して甲から乙へ納入すべき物品について、前条に定める検収の完了前に生じた滅失又は毀損は、かかる滅失又は毀損が乙の責めに帰すべき場合を除き甲の

負担とする。

(契約不適合責任等)

第9条 本件作成物等のうち本契約第12条の定めに従って甲に著作権が帰属するものについて、要件との不一致が発見され、本契約第7条に基づく検収完了後1年以内に乙が甲に対してその旨を通知した場合には、甲及び乙は、その原因について協議をするものとし、その結果により以下のいずれかの処理を行うものとする。ただし、

- ① 当該不一致が甲の責めに帰すべきものであると判断された場合には、甲は、かかる不一致について無償で修正を行うものとする。
 - ② 当該不一致が甲の責めに帰すべきものであることが確認できなかった場合には、乙は甲に対し、当該原因の調査及び協議によって乙に生じた費用を支払うものとする。この場合、乙は甲に対し、自己の費用負担で当該不一致の修正を求めることができるが、その場合の費用、納期その他の条件については、別途甲乙間において契約を締結するものとする。
2. 本件制作物等のうち前項に定めるもの以外について本契約との不適合が発見され、その旨を本契約第7条に基づく検収完了後1か月以内に乙が甲に通知した場合においては、甲は、無償で、当該制作物を良品と交換しなければならない。
 3. 本件ホームページに含まれるコンテンツ（ただし、第6条の定めに基づいて乙が提供した原資資料を除く。）につき本契約との不適合が発見され、第7条に基づく検収完了後1か月以内に乙がその旨を甲に通知した場合には、甲は、当該瑕疵について無償で補修を行うものとする。
 4. 本条に定める場合を除き、本件作成物等が本契約と適合しないことによって乙に損害が生じた場合の甲の責任は、本契約第12条の定めによるものとする。

(著作権に関する保証等)

第10条 甲は、甲の知る限り、乙に対し、本件作成物等の乙による使用が、本契約第12条に反しない限りにおいて、第三者の著作権その他のいかなる権利をも侵害しないことを保証する。

2. 乙が本件作成物等の使用に関して第三者から権利侵害等の理由に基づく苦情又は請求を受けた場合には、乙は甲に対し、遅滞なくその旨を通知し、かつ、当該第三者との交渉又は訴訟手続その他当該紛争の解決に関する実質的な権限を甲に与えるとともに、甲に対し必要かつ可能な限りの援助をしなければならない。
3. 甲は、前項に定める場合、乙が本条第1項及び第2項所定の条件を全て充足する限りにおいて、本契約第11条に定める金額を限度として、乙の第三者に対する損害賠償額及び弁護士費用相当額を乙に対して支払うものとする。

(責任の制限)

第11条 本契約書第4条第6項、第9条第4項又は第10条第3項の定めに基づいて甲が乙に対して負うべき損害賠償責任並びに本契約に定める乙の義務の履行又は不履行に関し乙が被った損害に対する甲の賠償責任は、乙が現実に被った通常の直接損害のみを対象とし、かつ、当該損害発生の直接の原因となった本件業務の対価として甲が乙より支払を受けた委託料相当額を当該損害賠償額の累積限度額とする。

2. 前項の定めにかかわらず、甲が乙の承諾又は指示を得ずに行った本件ホームページの

改変若しくは補修、本件作成物等によって生じた本件ホームページの不具合、第三者の権利に対する侵害その他乙の責めに帰すべからざる事由によって乙に生じたいかなる損害についても、甲は、賠償義務を負わないものとする。

3. 乙は、本条前2項の定めが、債務不履行、契約不適合責任、不法行為その他請求原因の法的性質いかんにかかわらず、本件業務の遂行その他の本契約上の義務の履行に関する甲の乙に対する責任の限度を定めたものであることを確認する。

(作成物等に対する権利の帰属)

第12条 本件業務の遂行過程において甲又は乙（いずれの場合も、その役員及び従業員を含む。以下本条において同様とする。）のいずれかが単独で行った本件ホームページに関する発明、考案等（以下「関連発明等」という。）に対する特許権等の工業所有権又はこれらを受ける権利（以下「特許権等」という。）は、それぞれ、当該発明等を単独で行った当事者に帰属するものとし、当該当事者は、自己に帰属する権利について、その相手方の承諾を得ることなく出願その他の手続を行うことができる。

2. 本件業務の遂行過程において甲及び乙が共同して行った関連発明等に対する特許権等は、甲及び乙の共有に属するものとし、出願等の手続についても甲乙共同でこれをなすものとする。この場合、いずれの当事者も、その相手方の承諾なく無償で当該関連発明等を自ら実施することができる。ただし、甲又は乙が、第三者に対して、甲乙の共有に係る当該関連発明の実施を許諾しようとする場合には、相手方当事者の事前の書面による承諾を得なければならない。

3. 本件制作物等及び本件作成物等に結合され組み込まれたもので甲が従前より有していたプログラム、ルーチン、モジュール及びノウハウ等に対する著作権その他の権利は、甲に帰属するものとし、甲は、これらを利用して本件プログラム等と同種のプログラム等を制作することができる。ただし、乙は、本件プログラム等の複製物を、無償で使用することができ（著作権法第47条の3の規定に基づく複製、翻案を含む。）、甲は本件ホームページ内の記載事項に関する氏名表示権を除き甲に対し著作権者人格権を行使しない。

4. 本件業務の遂行過程において新たに制作されたドキュメント等の著作物に対する著作権は、当該ドキュメント等を制作した当事者に帰属するものとし、甲及び乙は、相手方に対し、本件契約の履行に関して必要な限度で、当該ドキュメント等の利用を無償で許諾する。

5. 本件業務の遂行過程において甲乙共同して新たに制作したドキュメント等の著作物に対する著作権は、甲乙の共有に属するものとし、いずれの当事者も、その相手方の承諾なく、無償にて当該ドキュメント等の著作物を使用し、かつ、第三者に使用させることができる。

(費用、対価及びその支払)

第13条 乙は、甲に対し、甲乙が合意した、クラウドソーシングサービスを利用した請求又は請求書による請求に従い、本件業務の対価及び費用を支払うものとし、その際の振り込み手数料は甲が負担するものとする。

2. 乙から甲に対して、一定の期間内での作業時間の定めがある委託をした場合においては、作業時間に基づく費用をもって本件業務の対価とする場合があるものとする。

3. 本契約第4条第5項の定めに基づく場合その他不測の事態が発生したことによって本件業務の対価及び費用又はその支払条件等を変更する必要がある場合には、甲乙協議の上、本契約第19条の定めに従ってこれを変更する。

(秘密保持)

第14条 いずれの当事者も、相手方によって開示された、又は本契約の履行若しくは本件業務の遂行過程で取得された相手方の固有の技術上、営業上その他の業務上の情報を秘密として扱うものとし、当該相手方の事前の書面による承諾なく、これらの情報を本契約の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2. 前項により課された秘密保持義務は、以下の情報については適用されないものとする。
 - (1) 相手方による開示又は提供以前に、公知となっている情報
 - (2) 相手方による開示又は提供の時点において、既に自己が所有していた情報
 - (3) 相手方による開示又は提供の後に、自己の契約違反、不作為、懈怠又は過失等によらずに公知となった情報
 - (4) 相手方から開示又は提供されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報
 - (5) 何らの秘密保持義務を負担することなく第三者から合法的に取得又は開示された情報
3. いずれの当事者も、本条前二項によって秘密とされた情報について複製を制作しようとする場合には、相手方の事前の承諾を得るものとする。
4. 本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、甲及び乙は、本条第1項及び第2項によって秘密とされた情報及び前項のもとに制作されたそれらの複製を遅滞なく相手方に返還するものとし、もし、物理的な返還が不可能な状態で保管されている情報がある場合には、相手方の指示に従って、それらの情報を破棄しなければならない。
5. いずれの当事者も、本契約が終了した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、本条第1項及び第2項によって秘密とされた情報をいかなる方法によっても使用することはできない。
6. 本条による秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

(解除)

第15条 本契約及び個別契約に違反しないいずれの当事者も、その相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後30日以内に当該違反が是正されなかった場合には、かかる相手方に対する書面の通知をもって本契約を解除することができる。

2. いずれの当事者も、その相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、何らの通知又は催告なく、本契約を解除することができる。
 - (1) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消処分を受けたとき。
 - (2) その財産について仮差押え、仮処分（ただし、本件契約に関するものに限る。）、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、若しくは破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立てがあったとき、又は清算手続に入ったとき。
 - (3) 手形又は小切手の不渡処分を受けたとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

- (4) 支払停止又は支払不能の事由を生じたとき。
- (5) 解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき。

4. 前二項によって本契約を解除した当事者は、その相手方に対して、解除によって生じた損害について賠償請求をすることができる。

(通知)

第16条 本契約に基づき甲乙間において取り交わされるあらゆる通知、要求その他の連絡は、書留郵便、ファックス又は電子メール、及び甲乙で定めた連絡手段をもって、本件業務担当者間においてなされるものとする。

2. いずれの当事者も、前項に定める本件業務担当者に関する事項について変更を生じた場合には、相手方に対し、遅滞なくメッセージツールによって通知しなければならない。

3. 第1項の定めにかかわらず、本契約第16条第1項に定める解除権行使のための通知は、解除権を行使しようとする当事者の本件業務担当者から相手方の本件業務担当者に対する書留郵便又はファックス、メッセージツールによる通知をもってこれをなすものとする。

(契約上の地位の移転等の禁止)

第17条 いずれの当事者も、本契約に基づく権利又は義務の全部若しくはその一部を、相手方当事者の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡若しくは移転し、又は第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならない。

(契約の変更等)

第18条 全ての別紙を含む本契約の全部又はその一部の変更は、甲と乙の協議の上、両者合意のもと行うものとする。

(合意管轄)

第19条 甲及び乙は、本契約又は個別契約に関して甲乙間に紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の非専属的管轄裁判所とすることに合意する。